

賀茂縣主だより

所人主会
行法縣族
發財賀同

系図展観お知らせ
七月二十九日(日)上賀茂神社(勅使殿)
に於て系図の曝涼を兼て一般公開を実施
します。(雨天中止)

葵祭に参拝して思うこと

(在実千年祭に向け賀茂氏の歴史を考えよう)

理事長 西池 成晃

ならの小川のみそぎ神事も終り今年も早や後半に入りました。

梅雨はまだ明けず不順な毎日ですが同族の皆様におかせられましてはご健勝でお過しのことと拝察申し上げます。

四月、五月に賀茂社で斎行されました各神事への同族会からのご奉仕も無事終り真にご同慶に存じます。

ご奉仕をいたいたご本人をはじめご家族さらには直接間接のお世話いただいた同族各位に対し改めてお礼を申し上げます。

また平成十二年度の当会への助成金につきましては一九六名の多数の同族の方々からご賛同を得ましたことに對しましても心からお礼を申し上げます。

本年度につきましても亦一層多数の方々のご協力を賜りますことを伏してお願ひ申し上げます。

五月の葵祭には賀茂社から招かれ諸団体の代表と共に同族会を代表して個別拝礼をして参りました。

僭越とは存じながらも、賀茂大神のご神威が益々盛んならんこと、また同族の結束が一層強まりそれにより同族会が永久に繁栄しますことを祈願して参りました。



競馬会神事

左右念人を先頭に催奉行、後見、乗尻等が一の鳥居から二の鳥居を経て社頭に参進する図。このあと本殿前にて乗尻の奉幣がある。

葵祭におきましても今年からは社頭の儀に少し変化がみられましたし、また配られた新しい葵祭の抄録にも旧抄録に比べ内容が一新された感じがいたしました。その中でとりわけ「賀茂社由緒」や「賀茂祭起源」の項には「賀茂氏」や「建角身命」の文字が見当らない全く新しいものでした。抄録の上から消え去ることにつき淋しく思いますとともに驚きと世のうつろいを感じた一人であります。

かつて奈良の地にあり古代に栄えた或る名族も何故か「笛吹童子」としてのみ暫時その名をとどめ、やがては歴史の表舞台から消え去ったと言われる例もあります。

それに比べ我々は先人のご努力の賜ものである財団法人があり、また重文系図を所蔵します。その中で各種の活動ができるのであります。

また数年後には賀茂氏中興の祖である在実卿の千年祭を迎えるとしています。

我々はこれを機に賀茂氏の起源に深く思いをいたし、その業績を辿り検討や考察を加えその成果を同族会としてまとめ世に問う必要があるよう思います。

幸いなことに現在同族会内に考える力モ史を標榜する「賀茂歴史勉強チーム」が存在し毎月一回「賀茂注進雑記」を輪読し討論を重ねております。多数の同族の方々のご参加をお待ちするとともに遠隔の地でも同様の活動がなされることを希望いたします。

また一方会務の方ではこれらの諸活動がやりやすくなるようにルール作りに注力をいたしているところです。

では皆様のご活躍とご健勝を祈ります。



平成十三年五月五日

競馬会神事奉仕者

(敬称略)

明治四十年四月二十八日
岡本光子(京都市北区上賀茂)中祖在實君 九百年薦事報告書より
五十二首の内の五首

第四列目 第三列目 第二列目 第一列目 献備之歌

右方乗尻(岡本征晃)

右方肝煎(山本正信)

御生野のしはふの櫻ものいはゝ
そのかみ山のことや とはまし

幡山教圓

右方乗尻(藤木竜直)

右方催方(岡本修)

山さくらちらてあるべき物ならば
世にめではやす 人やなからむ

小野権右衛門不争

右方乗尻(浦野和清)

所司代(市和顕)

豊なる 御代の恵みとおもふかな
花のうたけも 賑にけり

不破嵐

右方乗尻(山本浩矢)

右方催方(岡本清虎)

咲匂ふ 花のさかりは白雲の
とほきむかしをしのふ春かな

尾崎宍夫

右方乗尻(山本智也)

左方後見(戸田保輝)

従七位 亀井満成

大路元顕

右方乗尻(西池成清)

左方後見(藤木茂)

小野権右衛門不争

太田重明

右方乗尻(浦野邦洋)

左方念人(堀内保丸)

山さくらちらてあるべき物ならば
世にめではやす 人やなからむ

太田重明

左方乗尻(市法明)

左方後見(市忠顯)

豊なる 御代の恵みとおもふかな
花のうたけも 賑にけり

太田重明

左方乗尻(関目季亮)

左方催方(堀川潤)

従七位 尾崎宍夫

太田重明

左方乗尻(山本宗尚)

左方肝煎(山本浩久)

大路元顕

太田重明

左方乗尻(藤木大直)
左方乗尻(市聰穎)

左方催方(藤木典直)

中祖在實君 九百年薦事報告書より
五十二首の内の五首

太田重明

左方乗尻(藤木大直)

扶持(山本信吾)

中祖在實君 九百年薦事報告書より
五十二首の内の五首

太田重明

中祖在實君 九百年薦事報告書より
五十二首の内の五首神垣の 花の木かけに思ふかな
千歳も近くなりしむかしを中祖在實君 九百年薦事報告書より
五十二首の内の五首

太田重明

維新後の我が家と現在の私

東京在住 西池 氏裕

東京に住むようになつて四代目だから私は一応江戸っ子である。

曾祖父に武氏という人物がいる。明治に京都から江戸に移り住んだと聞く。

いつたいいどんな気持ちで移住したのや

ら。「いよいよ新しい国造りをするぞ」

と、青雲の志や建国の意気に燃えてい

たのか、「どうも京都では食いあぶれ

うだな、しようがないから天子様の

引きながらだつたか、今は想像する

しきできない。いずれにしろ明治維新

が我が家を含め日本人の生活基盤を大

きく変えたことには違いがない。我が

家が父祖の地を離れて一世紀半、私自

身も江戸っ子と自称することに相成つ

てているわけである。

先ほど一応江戸っ子と書いた。少年

時代から学生時代にかけて東京で暮ら

してはいたが、実は私の出生地は大阪

である。技術者であつた父の勤務先で

ある大阪で生まれた。技術者ということだろ

は昔ならさしづめ職人ということだろ

う。昔の職人なら転勤などない。しかし現代の技術者の多くはサラリーマンなので、なかなか一ヵ所の土地に定着できないことがある。

私は昔から京都に一度は住みたいと思つてゐる。少年のころは自分が賀茂

県主の末裔であるという強い認識はな

かつたが、京都が好きだつた。もとも

と民俗学に惹かれていた事もあるが、

京都の歳時の行事がたまらなく魅力的

なものに思え、学生時代に何度も訪れ

たものである。一度は是非京都に住み

たいと思つたことである。

だが、なぜか私も父と同じようにサ

ラリーマンの技術者を選んでしまつた

ので、同じ土地に定着する機会が少な

く日本中を転々としてきた。そして、

そろそろ定年の声も聞こえ、安住の地

でもみつけようかという五〇代半ばに

なつてしまつた。ところが、無謀とい

うか、このころ流行のベンチャービジ

ネスを経営することとなつてしまい、

さて、さきほど述べた、我が家の近

世の移動は、やはり時代の流れの影響

を大きく受けている。日本人が国内移

動を大量に始めたのは明治維新からだ

ろう。一世紀半たつ。そして第二次大

戦後の高度成長期には、また大きな変

化があつた。新たな故里が崩壊する規

模に達する農村から都市への集中や、

新たに都市に出現する工場の進出が人

子という、熱流を電気にあるいは電流

を熱の移動に変換することができる半

導体を開発したり製造販売したりして

いる。簡単にいえば、熱流を電気に変

えることは、温泉や、雪の温度

差を利用して発電ができるということ

は今進行中の、IT革命が通信インフ

ラ、物作りの構造変化によつて産業変

化をもたらし、また社会の生活様式に

大きく影響を与えていくことは確実で

ある。だから会社の名前もエコ・ト

ロジーとエコノミーをかけてエコ・ト

上賀茂神社と私

大阪在住 花柳 芳之丞

母が大炊御門幾麿さんのご生母であります。その名門さもあって当時のモル特に上賀茂神社とのご縁は深いですね。私の本名は山本伸次、職業は日本舞踊師匠です。

「賀茂県主系図凡例」「賀茂県主同族会員名簿」等の片隅に掲載させて頂いております。

確かに十六流のなかの「保之一流」として、はや千二十年の歴史が……。い

よしして、はや二十九代目とか、系図、そ

の他の資料から伝え聞かされておりま

す。まことに光榮と存じて居ります。

先祖のお墓も京都にありましたが今

は自宅（大阪）に近い奈良の富雄に再

建立いたしました。

五代前の巻物等は家宝として戦争中（第二次世界大戦）は戦災の難からのがれる為、田舎へ疎開させる等苦労いたしましたが先般の阪神淡路大震災に見舞われ、芦屋の吾家と共に一瞬のうちに灰となり残念であり、一番の心残りでもあります。

明治時代の養母は京都から大阪の船第一場に嫁ぎ（のちに山本家に戻る）、祖号8

母が大炊御門幾麿さんのご生母であります。その名門さもあって当時のモル特に上賀茂神社とのご縁は深いですね。私の本名は山本伸次、職業は日本舞踊師匠です。

母が大炊御門幾麿さんのご生母であります。その名門さもあって当時のモル特に上賀茂神社とのご縁は深いですね。私の本名は山本伸次、職業は日本舞踊師匠です。

母が大炊御門幾麿さんのご生母であります。その名門さもあって当時のモル特に上賀茂神社とのご縁は深いですね。私の本名は山本伸次、職業は日本舞踊師匠です。

葵歌壇

冷泉家玉緒会所属

上賀茂 北大路 和子

早蕨

幼子のこぶしの如き愛らしさ

手折るに惜しき谷の早蕨

藤

産土の奈良の小川に影やどし

むらさき匂ふ藤波の花

春日なる宮のかざしと藤の花

ゆかりの色に風に揺れつつ

時鳥

さみだれに声もしめりて時鳥

青葉のかげにその身かくして

露

うつし身の涯を思へば果なくも

風にこぼる秋の白露

さみだれに声もしめりて時鳥

青葉のかげにその身かくして

露

うつし身の涯を思へば果なくも

風にこぼる秋の白露

。

さみだれに声もしめりて時鳥

青葉のかげにその身かくして

露

うつし身の涯を思へば果なくも

風にこぼる秋の白露

。

さみだれに声もしめりて時鳥

青葉のかげにその身かくして

露

うつし身の涯を思へば果なくも

風にこぼる秋の白露

寄稿

「位記」を読み解く

京都在住 藤木 文雄

1 はじめに

私共賀茂社家の多くに明治維新迄の

以外に、幕府、莊園領主、寺社等で、地頭、莊官、名主や、政所、寺社内の諸職を補任することが多くなってきた。その際の辞令が補任状である。

先祖累代の位記が伝存していると思われる。位記は、時の朝廷が発行した辞令書である。琉球史の高名な研究者は、古の琉球王国の地の名家に残る首里王府発行の辞令書に着目してその考証を進める中で重要な史実を発掘し、史料た。一枚の位記は僅か四行の文字しかないが、これをよすがとして先祖たちの姿の一端を伺うこととした。

2 口宣案

① 徒目と叙位

元来朝廷の出す辞令は、官位則ち、官職と位階を授ける命令である。従つて、辞令は任官と叙位の二つに分類される。これらは、養老律令公式令で嚴格な手続きと様式が定められていた。任官のことを除目といい、その辞令には除書を用い、叙位は位記を以つしてしめた。合わせて叙任という。

さらに、中世に入つて、律令の官職は通常であるため、これも口宣案に含め

公式令に定める文書の発行は手続きが煩雑であり、また、院政期になると任命権は天皇から上皇、法皇に実質的に移転してその間の連絡、伝達は複雑を極める。そこで、通常の場合は任官に当つて除書、位記の発給を省き、その代用とされたのが口宣案である。

後世これも位記と通称した。家々に残る位記の殆どは口宣案の形の物である。

② 口宣案

勅旨は本来口頭によつて藏人から上卿に伝えられるのであつたが、正確を期するため藏人がその事項を書き記した紙を用意し必要に応じて渡していたのが慣例化したのである。口頭によるものが正式であるため、それを書き留められたものは控と考えられたので口宣「案」と呼ばれたのである。政務一般に用いられた。口宣はこの藏人が天皇の仰せを上叙任に関するものが多く残つた。

賀茂社の場合は補任の場合も勅任が

る。即ち、賀茂の場合、口宣案は叙位、任官、補任の三種の辞令すべてに用いられた。料紙は宿紙を用いる。折畳んで奉書紙に包む。一般に文書はその種別によって料紙が決つている。例えば、伊勢神宮への宣命は縹色を、賀茂社へは紅色を用いる。宿紙とは反故を漉き直した紙で墨を含んで灰色である。

3 口宣案の発行手続

① 形式上決裁者天皇または上皇（代理摶政・関白）の仰せ、勅旨による。

② 藏人の奉勅伝宣 嵐峨天皇の弘仁年間に令外官として藏人所が設置され、はじめは殿内の書籍の校合などに当つていたのが次第に機密の文書や訴訟を

も掌り、常に宮中にいて御側の用を勤め「詔勅を伝宣する」ことにも関係した。遂には禁中一切の事を総掌する官となつた。長の別當は左大臣を当て次官は頭といい、四位の殿上人二名、下に五位（三名）、六位（四人）の藏人がいた。口宣はこの藏人が天皇の仰せを書き記した文書。天子の意を女房が藏人につたえることもある。これを女房奉書といふ。初行に某年月日宣旨、次

行に天皇の仰せ勅旨、末行に藏人が署名し奉字を記す。藏人頭、藏人を指し職事ともいう。本来律令官人の主体を構成する現職官人一般の称であつた。

③ 上卿 叙任に関わる口宣案には年月

日の右肩に小さく上卿の官名が書かれている。これを銘という。上卿は太政官の行う諸公事を上首として指揮する公卿。年中恒例、臨時の政事、神事、仏事など大小多数の公事ごとに上卿が定められ、準備、執行、跡始末に至るすべてを指揮奉行する。口宣案は藏人から銘に記した上卿に渡り太政官文書として宣下される。架蔵のものでは大納言、中納言の名が記されている。

4 伝奏、賀茂社職制、幕府

以上が一枚の公文書、口宣案に関わる表面に出た手続きと官職の一切である。人事の常として、辞令を書いて發給する人事部が現代でも形式上の役割の所在は別にある。その一つが惣官としての神主を頂点とし二十一名の祠官らで構成する賀茂一社職制である。祭事、財政、社領、社家などを掌理していただのだがその詳細については別に譲る。

次に注目すべき存在は賀茂伝奏である。即ち、賀茂の場合、口宣案は叙位、任官、補任の三種の辞令すべてに用いられた。料紙は宿紙を用いる。折畳んで奉書紙に包む。一般に文書はその種別によって料紙が決つている。例えば、伊勢神宮への宣命は縹色を、賀茂社へは紅色を用いる。宿紙とは反故を漉き直した紙で墨を含んで灰色である。

③ 上卿 叙任に関わる口宣案には年月日の右肩に小さく上卿の官名が書かれている。これを銘という。上卿は太政官の行う諸公事を上首として指揮する公卿。年中恒例、臨時の政事、神事、仏事など大小多数の公事ごとに上卿が定められ、準備、執行、跡始末に至るすべてを指揮奉行する。口宣案は藏人から銘に記した上卿に渡り太政官文書として宣下される。架蔵のものでは大納言、中納言の名が記されている。

る。伝奏は上皇・天皇に近侍して奏聞・傳宣のことにある朝廷の官で平安末期から江戸時代を通じて設置された。武家伝奏、寺社伝奏、などが置かれたが両賀茂社については専門の賀茂伝奏がこれにあたつた。

室町末期の賀茂伝奏甘露寺親長卿記

は貴重な記録である。架蔵の口宣には上卿の「銘」に伝奏の銘も並記されているものがある。江戸幕府の諸社禰宜神主法度で全国の神官は吉田家の配下とされたが、「社家の位階、前々より伝奏を以つて昇進を遂ぐる輩はその通りなるべし」(同二条)とされ、例外的である。ただし、架蔵の口宣に見ると十二月暮が最も多く、次いで三月末から四月上旬、たまに七、八月も見えて、しかも叙位、任官、補任による日の別はみられない。古の年中行事の定めとは特別の関係はないさうである。

召の除目で国司等京外の官を任ずる。

京官の除目は司召の除目として秋にある。ただ、架蔵の口宣に見ると十二月暮が最も多く、次いで三月末から四月上旬、たまに七、八月も見えて、しかも叙位、任官、補任による日の別はみられない。古の年中行事の定めとは特別の関係はないさうである。

②宛名 現在の官位に統いて氏姓賀茂県主と名を記す。氏の名は平安初期迄は下・上をとわず鴨・賀茂を交えて用いたが、やがて上が賀茂、下が鴨と書き分けるようになつた。名は氏之流以下十六流の各流固有の行系字を踏む諱である。

③事項 発令事項で、いわば主文にあたる。叙位、任官、補任によって表現が異なる。

④記事の内容 前記の通り記事の内容は年月日、宛名、事項、奉事者(職事・藏人)の四項

目と簡略である。銘は主たる内容ではないが太政官としての宣下の当事者として重要で、いわば辞令の交付者である。

①年月日 叙位、任官は古来年中行事として一定の日の定めがあつた。

即ち、叙位は正月五・六の両日に、召の除目で国司等京外の官を任ずる。

②任官 賀茂社家は概ね国司の称を得る。

例えば伊予守、上野介等である。守護、

このように、位記はそれを頂戴した人々地頭の設置以来國府の支配が無力化し

てからは実体支配のない形式的な称号

の哀歎を伴いながら、大化の時代に賀茂

社祝の鴨県主久治良が六位相当の大山下

の位に叙せられて以来約千二百三十年に

わたつて連綿と続いてきたが、明治維新

の版籍奉還、國家神道化政策に沿つて明

治四年社領は上知となり、神職世襲制廃

止で、位階も返上することとなつて今日

に及んでいる。時には文明一社焼亡・社

家氏人争乱、享保年間社家流罪などの内

部抗争を生んだがこれも元は人事をめぐ

る事柄が発端であつた。しかし当時の社

家中の英知で克服してきた。琉球史の權

威が試みたように辞令書を縦横に検索・

校合して新しい史実を発掘することもあ

るいは可能かもしれない。一枚の口宣の

ルールがある。

④奉者名 藏人(職事)の官職と姓名

を記すが、職名が長い場合が多いので

は左右の弁官が通例であつた。

人」の場合は正四位上まである。從

三位の始まりは鎌倉初期の神主氏久以

來である。四位までは正、從にそれぞ

れ上、下があり四段階である。

注) 系図と位記 各人が戴いた叙位の

概略は賀茂県主系図の名に尻付として

付記されて今に残る。

5 むすび

一字ごと二字を重ねて書く独特の表し方をする。名の右下に奉と記す。賀茂は左右の弁官が通例であつた。

極官は「七家」で正三位(下鴨禰官)、「氏

方をする。名の右下に奉と記す。賀茂

も一つの供養であろう。小稿がその契機

になれば幸いである。

葬祭の思い出

滋賀在住 堀川 潤

あれは、いつのことだったのだろう。もう四十年以上も前のことだったと思う。父に連れられ、御所の近くで葬祭を見た記憶がある。美しく飾られた御所車や馬上のりりしい平安人が思い出の中では、モノクロームの情景として記憶されている。ただ、その記憶は断片的で、心もとないが、裝飾を施された御所車の美しさと着物姿の女性の白い顔だけが強い印象として残っている。父に連れられて見た祭りが、何才の頃、たつたのかはつきりしないが、父はその数年後、私が八才の時に世を去った。

幼くして父を亡くした私は、家が上賀茂になかつたこともあり家系のことも同族のことも、何も知らぬままに育つた。大学を終える頃、ふとしたきつかけで当時神社の補宜でいらした藤木保治さんと知り合つたのが、競馬や同族会と関りをもつことになるきっかけであつた。三十歳を過ぎてからの乗尻として8号には上手とはいえない乗馬であつたが、

十数年乗尻として奉仕させていただい

たのは、人の少なかつた時代であつたこそであり、今のように乗尻が切磋琢磨している時では、到底乗せてはいただけなかつたであろう。

葬祭にも、先駆、馬寮使、檢非違使尉、そして今年は山城使の大役をいただきご奉仕させていただいた。参加するたびに、この雅びで、厳かで、壮大な祭りに魅せられていく。

幼い頃、父に手を引かれて見た葬祭。その時、とてもなく大きく見えた馬の姿を見るといついつい過去の自分と重ね合わされる。その子たちも数十年後に自分の子供の手を引き、祭りを見物しているのだろうか……。

私の葬祭の原風景は、父の大きな手の温もりとともに思い出されるモノクロームの世界である。

昭和三十九年刊の追補改定版）の作成につき、会員全員からの提出をお願いしているも、二月中旬時点での提出は一七〇名のみであり、今後提出方の督促、事務局側の作業を勘案すると相当な難事業であり、役員全員の協力が必要であること。

会 務 報 告

副理事長 北大路 元顯

（一）十三年度事業計画及予算の件
（二）十三年度一般会計予算について
（三）常務理事より、十二年度予算の実績及

予算についての説明と共に特に次の諸事業等についての発言があつた。
（一）平成十二年十月祖先祭時に発表された家系図（「賀茂県主同族知新録」）についての説明があり、特に広報等についての意見があつた。
（二）十三年度一般会計予算につき、関目事奉仕、祖先祭（十月二十八日予定）等についての説明があつた。
（三）常務理事より、十二年度予算の実績及び執行見込みの説明があり、特に広報費（賀茂県主だより）歴史勉強会、情報化調査費、地域活動費等の増額を計るものの予算規模としては十二年度と同額の二八〇万円としたことの説明があり全員が賛成した。
二、基本財産増額の件（以下基金と云う）の件
（一）中祖在実卿千年祭（平成十九年）
（二）賀茂県主注進雜記」を史料として月一回のペースで輪読を行つてること。
（三）歴史勉強会は平成十三年八月に発足し、「賀茂県主注進雜記」を史料として月一回のペースで輪読を行つてること。
（四）賀茂在住の元顯が現行の規則に於ては、依つて現基金二、一八三万円に一〇〇万円を増額し二、二八三万円とする旨説明後討議に入るも次の諸点から否決された。

平成13年7月1日

平成13年役員会 下半期開催日程（於神社）	
(1)理事会	第25回 平成13年10月21日(日)13:30
	第26回 平成13年12月9日(日)13:30
(2)評議員会	第23回 平成13年10月21日(日)10:00
	第24回 平成13年12月9日(日)10:00
(3)系図曝涼	平成13年7月29日(日)
(4)祖先祭	平成13年10月28日(日)
(5)合同事務局会議 (時間は何れも13:30)	23回 7月22日(日) 24回 8月19日(日) 25回 9月16日(日) 26回 10月7日(日) 27回 11月11日(日) 28回 12月2日(日)

(注)神社の都合で日程の変更もありますのであらかじめ御承知下さい。

賀茂 县主
堀内 保大君（会員堀内邦保氏の子）
松田 直也君（”松田一雄氏の孫）
山本 信吾君（”山本裕司氏の子）

（イ）低金利が続いている昨今基金を増額してもその果実は微々たるものである。
(ロ)家系図作成、在実卿千年祭、その他諸経費を考えると今回の増額は見送るべし。

万円増額は見送る事となつた。

三、同族会新規加入申請の件
松田常務理事より八名の加入申請があり、資格要件が満たされている為、加入を承認したい旨説明があり、全員の賛成を得た。

四、報告事項
(一)平成十三年「曲水の宴」（四月八日開催）に神社より童子四名の推薦依頼があつた。
(二)細則立案の進捗状況について藤木文彦が報告された。

◎第二十一回評議員会（出席十七名）
平成十三年二月十八日開催

一、十三年度事業計画及予算の件
例年の三大事業である系図曝涼、神事奉仕、祖先祭を実施すること、十二年十月祖先祭時に着手した「賀茂県主同族知新録」の追補改訂版作成については、現在の家系図の提出状況からみて今年の祖先祭時に概略報告ができるかどうか微妙な段階であり、役員全員の協力が必要であること。又中祖在実卿千年祭（平成十九年）を迎えるに当次四君を推薦した旨報告された。

二、基本財産増額の件
賀茂 县主
堀内 保大君（会員堀内邦保氏の子）
松田 直也君（”松田一雄氏の孫）
山本 信吾君（”山本裕司氏の子）直し、①「歴史勉強会」（月一回、現員の賛成を得た。

三、同族会新規加入申請の件
松田常務理事より、別紙資料にもとづき、今回八名の加入申請があり、資格要件が満たされている為、加入を承認したい旨説明があり、全員の賛成を得た。

山本 幸大君（”山本浩久氏の子）
在賀茂注進雑記を輪読）の一層の充実、
（イ）家系図未提出会員宛葉書による督促して三月に発送予定
(ロ)「地域活動」として関東グループに宛三月初旬に葉書による督促状を発送する予定の旨報告された。

◎原稿をアツチへ持つて行ったり、コツチへ持つて来たり、アーデモナイ、コーデモナイ。素人編集局としては割り付け作業は大変な仕事ですが、今回も会員皆さん方のご協力（投稿）により八頁の広報紙が漸く出来上りホツとして居ります。

（注）奉仕の童子四名の氏名については第二十三回理事会議事録を参照して下さい。
(三)平成十三年「曲水の宴」（四月八日開催）に神社より童子四名の推薦依頼があつた。
(二)細則立案の進捗状況について藤木文彦評議員より報告

次いで閑目常務理事より、十三年度予算案の説明があり、特に広報費「賀茂県主だより」、情報化調査費、地域活動費、歴史勉強会費等の増額をはかる旨の提案があり全員の賛成を得た。

二、基本財産増額の件
〔編集後記〕
◎出来る限り早い時期に家系図を完成させるべく、系図名簿チームの皆さん方は目下奮闘中、家系図未提出の方は早急にご提出下さい。
◎今年も祖先祭が十月二十八日（日）に斎行されます。今年は何家族が参列されるやら……。お互に旧交を暖め合う場もあります。多数のご参列をお願い致します。

四、報告事項